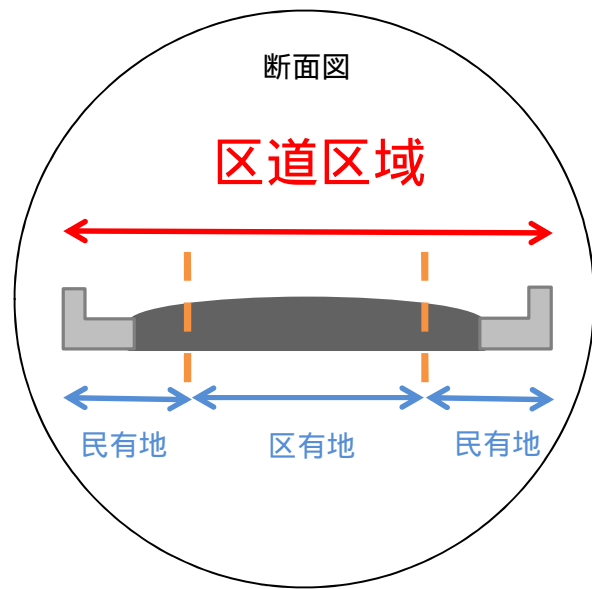
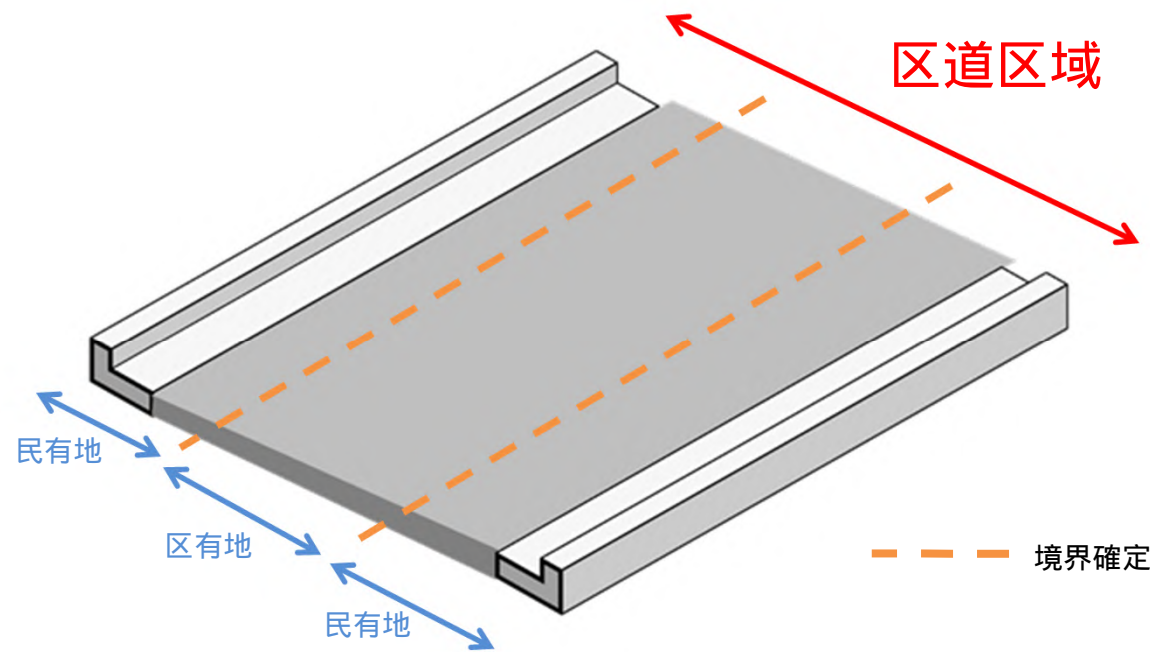


現況管理の考え方

現況よりも境界が内側にある場合

現況の道路構造物から道路構造物までが区道区域となります。



【説明】

東京都から一括で移管された道路は、移管を受けた当時の現況をもって区道区域としています。

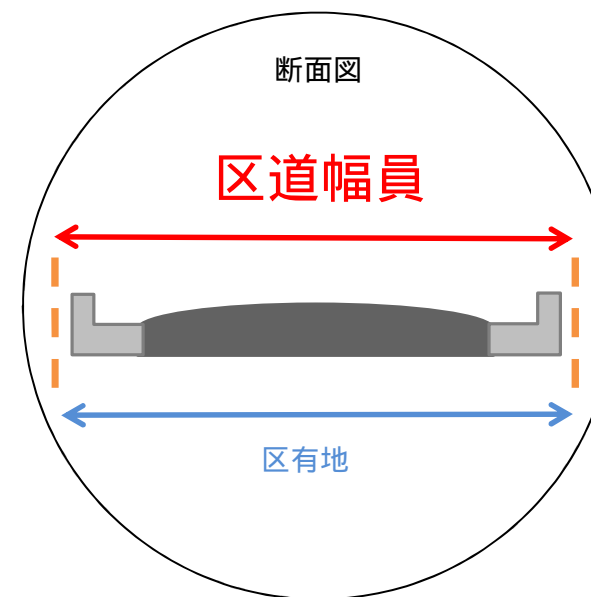
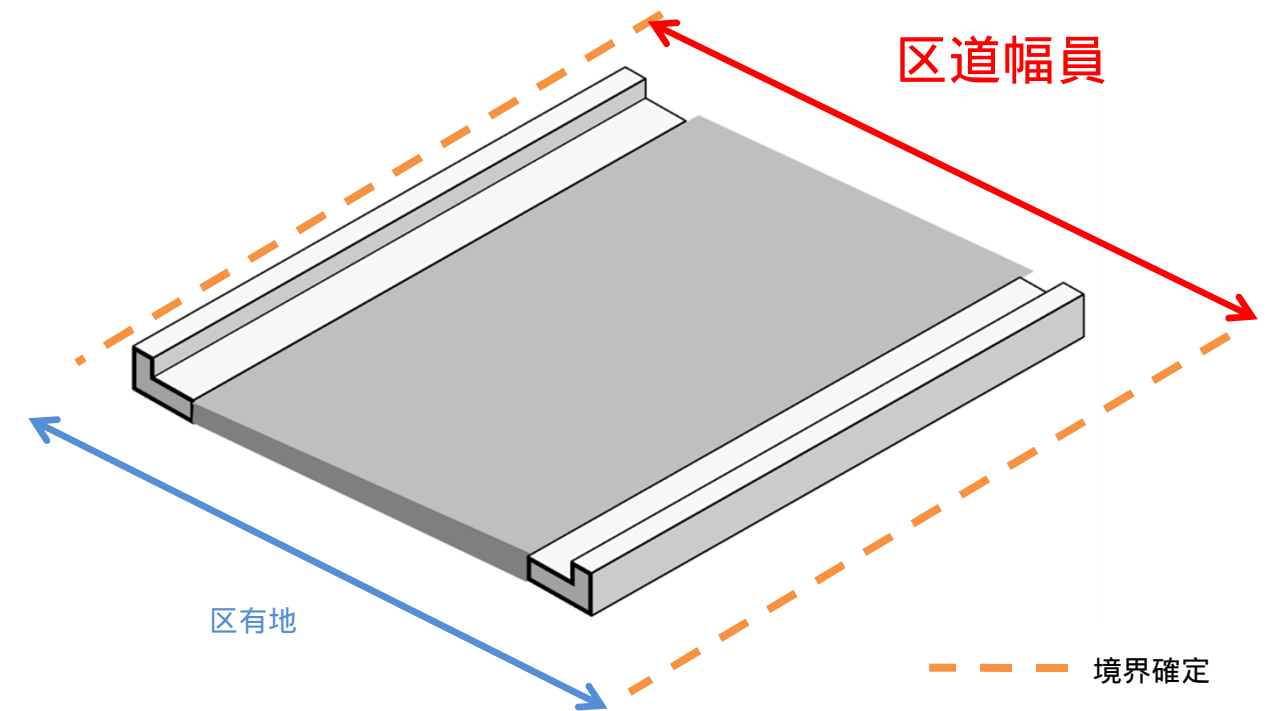
境界確定は所有権の境を決める行為なので、明治時代に定められた官有地である赤道（里道）の幅で確定することになりますが、人や車の往来により必要とされる道路幅員は時代とともに広がるため、赤道よりも移管時の幅員が広いことが多くなります。

東京都が管理していた時代、道路内に存在する民有地を整備する際に、口頭も含めて何らかの形で所有者から承諾を得ていたものと思われ、移管後数十年その位置をもって区道として管理してきた経緯から、移管された当時の現況幅員をもって区道区域として現在も管理しています。

現況管理の考え方

現況よりも境界が外側にある場合

境界確定までが区道区域となります。



【説明】

区有地が宅地内に入り込む場合は、境界までが区道区域になります。

道路構造物の上に塀等が建てられ、道路の改修工事の際にそれを避ける形で工事がされたりすることで、現況道路状になっているところよりも区有地が広いケース等があります。

しかし、現況を超えた部分の区有地を道路区域に入れないと、隣接した宅地が区道に接しないことになってしまうため、そこまでを区道区域とします。

ただし、現況より広い部分が旧畦畔敷の場合は、そこは区道区域ではないため、注意が必要です。